

インドでの完全子会社化における 代表的な問題点とその対処方法

(2022年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Deloitte Haskins & Sells LLP に作成委託し、2022年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Deloitte Haskins & Sells LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

Sr. No.	概要	ページ 数
1.	はじめに	1
2.	インド企業を完全子会社化（買収）した場合の課題と対策	1～5
3.	インド企業の株式取得に伴い、買い手と売り手に生じる税務上の影響について	5～8

インドでの完全子会社化における代表的な問題点とその対処方法

1. はじめに

日本企業がインド市場に参入する際、買収による完全子会社化は有効な選択肢となり得る。買収とは、対象となる事業の全資産または一部の資産を取得することである。その結果、通常の有機的な拡大よりも、より迅速かつ有益な方法で事業を発展させることができる。買収とは、ある企業が別の企業を買収することであり、その際、新たな会社は設立されない。

インドで会社を買収する際のポイントについて以下の通り解説をする。本稿では、主に規制・税制の観点からインド特有の問題に焦点を当てる。

2. インド企業を完全子会社化（買収）した場合の課題と対策

規制の枠組み

A. 株式売買契約の締結について

- 通常、買収の条件は、買い手と売り手の間で締結される株式売買契約によって導かれ、そこでは両当事者のそれぞれの権利と負債が規定される。通常、株式売買契約は、買い手が会社の事業の全部または大部分を譲り受けることを意味する。このような場合、買い手は会社の資産だけでなく、負債も引き継ぐことになる。従って、潜在的な買い手は、このような取引に入る前に、会社の株式を適切に取得する必要がある。
- 株式譲渡契約を作成する前に、当事者は、株式譲渡契約の主要な条件に対処するための交渉と条件を作成する必要がある。これにより、すべての重要な条件がすでに当事者間で合意されているため、株式譲渡契約の作成と交渉が容易になる。
- 買い手は、売買契約書と基本合意書が同じ条件であることを確認するために、デューデリジェンスを行う必要がある。売り主は、売買部分と保証・表明部分に細心の注意を払わなければならない。

- これは、同社株式の購入価格を決定する際にも役立つものとなる。さらに、デューデリジェンスの結果は、株式売買契約書の下で対処されることになる。近い将来、会社または売り手が取る必要のある行動がリストアップされる。同様に、予見される潜在的な負債もリストアップされ、売り手はそれに対する補償を提供することになる。
- 不測の事態に対する補償契約は、取引前に会社に関連する問題がクロージング後に浮上した場合に、買い手が十分にカバーされることを確認する必要がある。

B. 居住者から非居住者への株式の譲渡

- インド企業の株式またはユニットを保有するインド国内の居住者は、インド国外の居住者による投資に適用される参入ルート、セクターごとの上限（100%外国直接投資が認められる場合など）または投資上限、価格ガイドライン、その他の付随条件を遵守することを条件に、売却により同株式をインド国外の居住者に譲渡することができる。
- インド国外に居住する者が購入した株式に関する売却対価は、通常の銀行チャネルを通じてインドに送金されるものとする。買い手が FPI（外国ポートフォリオ投資家）の場合、特別非居住者ルピー口座(Special Non-Resident Rupee Account)への引き落としにより支払わなければならない。
- 非居住者から対価を受領した場合、AD カテゴリーI 銀行から FIRC（外国送金証明書）およびインド国外居住者の KYC（Know your customer）を取得すること。
- Form FC-TRS は、対価の受領日／支払日から 60 日以内に提出しなければならない。60 日以内に提出された場合、FC-TRS の提出にかかる正式な手数料は発生しない。
- 譲渡人・譲受人いずれかがインドに居住している場合は、インド居住者側が提出する必要がある。譲渡人/譲受人は、フォームを提出する前に、まず RBI-Firms portal に登録する必要がある。
- 買い手と売り手双方の同意書を Form FC-TRS に添付することが義務付けられている。買い手が FDI 政策の下で株式/転換社債を取得する資格があり、既存のセクター別制限と価格設定ガイドラインを遵守しているという旨の買い手からの誓約書も添付しなければならない。

- インド国外に居住する者による株式取得後の投資先企業の株式保有形態、居住者と非居住者のカテゴリー別（すなわち、NRIs/OCBs/外国人/非居住法人/FIIs、FPIs）の資本参加状況、およびセクター別の上限/制限が規定されている場合、売り手/買い手またはその正規代理人が会社から得た払込資本の割合が示される。
- 価値評価報告書の入手が求められる。勅許会計士、SEBI 登録マーチャントバンカー、コストアカウンタントによって正式に証明された、独立企業ベースの評価のための国際的に認められた価格設定方法に従って算出された公正価値を下回ってはならない。

C. 非居住者から非居住者への株式譲渡（既存株主が非居住者の場合）

- 自動承認ルートが適用される分野では、非居住者からほかの非居住者への投資先企業の株式譲渡による株式取得が一般的に許可されている。政府承認ルートが適用される分野では、非居住者からほかの非居住者への株式譲渡には政府の承認が必要である。
- FC-TRS は、(a) インド企業の株式を非本国送還ベースで保有する非居住者から居住者へ、または (b) インド企業の資本性商品を本国送還ベースで保有するインド国外居住者から、本国送還ベースで資本性商品を保有するインド国外居住者への株式譲渡、の場合には必要とされない。

D. 株式譲渡に伴う印紙税の納付

- Security transfer deed/SH-4 などの必要書類を提出する。
- 株式譲渡証書には、株式の価値（すなわち対価または額面のいずれか高い方）に対して 0.015% の正規の印紙が必要となる。

E. 重要な受益所有権（SBO）の分析

2013 年会社法第 90 条：単独もしくは共同、または信託やインド国外居住者を含む 1 人以上の者や、信託を通じて、会社の株式の 10%以上の受益権、または会社に対する重要な影響力や支配力を行使する権利、もしくは実際に行使している全ての個人（以下「重要受益者」）は、その受益権や権利を取得し

変更した場合、その方法と期間内で会社に申告し、利益の性質やその他の明細を明記しなければならない。

申告書を受領した場合、申告会社はその受領日から 30 日以内に、当該申告書に関して様式 BEN-2 による申告書を登記官に提出しなければならない。

重要な受益所有権制度の導入の背景にある政府の意図は、個人によるマネーロンダリングや脱税を目的とした多層的な企業構造の利用を抑制することである。しかし、通常の善意の取引における複雑さや、コンプライアンスも増加させている。デューデリジェンスとは別に、投資家は、売り主の株式譲渡能力およびまたは権限に対する将来のクレームを避けるために、すべての関係者によって必要な届出と開示が行われたことを確認する必要がある。

F. その他考慮事項

- 完全子会社を設置するには、最低でもメンバーが非公開会社の場合は 2 人、公開会社の場合は 7 人でなければならない。非公開会社の場合は 2 人、公開会社の場合は 7 人という最低人数の要件を満たすために、買い手は、1 株以上の株式を保有する者を指名することができ、その場合、受益権所有者となる買い手になる。
- インドと陸上国境を接する国（中国、パキスタン、ブータンなど）からインドへの外国投資（直接・間接を問わず）は、政府の認可を受ける必要がある。
- 2013 年会社法第 149 条（3）は、インドに少なくとも 1 人の取締役を居住させること（Resident Director）を義務付けている。つまり、すべての会社は、前暦年において合計 182 日以上インドに滞在している取締役を少なくとも 1 人は有さなければならないと規定している。
- 1999 年 FEMA の下、海外負債・資産に関する年次申告書「FLA Return」が通達され、当年度を含む前年度に FDI を受け入れた全てのインド居住企業は、毎年 7 月 15 日までに提出することが義務付けられている。この申告書を期限内に提出しない場合、FEMA 違反として扱われ、罰則規定が適用される可能性がある。
- 会社は取締役会により統治される。非公開会社には少なくとも 2 人の取締役が必要であり、公開会社には少なくとも 3 人の取締役が必要である。

- 取締役会は毎年最低 4 回開催され、連続する 2 回の取締役会の間に 120 日以上の間隔を空けないものとする。すべての取締役は、1 年に 1 回以上、取締役会に出席しなければならない。
- 会社は、会計年度末から 6 カ月以内に年次株主総会を開催しなければならない。子会社の場合、親会社は、適切と思われる人物に、会社のあらゆる総会における代表者として行動する権限を与えることができる。

法人税に関する考慮事項・影響

3.インド企業の株式取得に伴い、買い手と売り手に生じる税務上の影響について

非居住者である会社がインド企業の株式を 100%取得した際に発生した株式譲渡益は、インドで課税される。

譲渡する株式の保有期間が 24 カ月未満の場合、その株式は短期資本資産に該当し、その株式の譲渡により生じる利益は短期キャピタルゲインとして、居住者または非居住者の会社の通常累進税率で課税されることになる。また、売り主が 24 カ月以上保有している場合は、長期資本資産に該当し、その株式の譲渡益は、所得税法上の長期資本資産として、10%の税率で課税される。

A. 売上高の対価の計算

買い手側

- (a) 個人（非居住企業）が不動産以外の財産（会社（インド法人）の株式を含む）を無対価で受け取った場合、またはその財産の FMV（所定の方法によって計算される¹）より 5 万ルピー以上低い対価で受け取った場合、公正市場価値（「FMV」）と対価の差額は受取側で「その他の源泉所得（IOS : income from other sources）」の項目として課税される。

¹ 所得税法第 11UA 条

- (b) このため、インド企業の株式を購入する非居住企業は、売却対価に留意し、所定の方法によって株式の評価を入手する必要がある。

売り手側

- (a) 株式の譲渡により売り手が受け取った売却対価は、法の関連規定に従ってキャピタルゲインを計算するための公正市場価値（所定の方法によって計算）を下回ってはならない。

B. FMV を決定する際の留意点

- (a) FMV は所定の方法、すなわち所得税法第 11UA 条に従って計算される。
 (b) FMV は取引日で計算する必要がある。
 (c) すべての資産の簿価を決定するために、評価日時点の監査済み貸借対照表が必要である。

C. FMV を決定する際に発生する実務上の問題点・課題の一部

納税者が抱える問題点・課題	対処方法
実際の譲渡日より前に株式譲渡の契約締結	取引の当事者は、未監査の貸借対照表の数値に基づく暫定的な価値で株式を譲渡する契約を締結し、その後、評価日時点の監査済み貸借対照表に従って行われた評価に基づいて、同価値を調整することができる。
FMV を決定するための見積もり	FMV は、Rule 11UA に従って行われた評価に 5～10% のマージンを考慮した上で、当事者が決定することができる。
株式の売買は非居住者当事者によって行われる。	株式の譲渡取引が国際取引である場合、国際的に認められた評価方法に基づいて決定された価格は、Rule 11UA の価格を上回るとして、FMV とみなすことができる。

D. 非居住者から株式を購入した場合の源泉徴収税への影響

非居住者の買い手は、法第 195 条に基づき、株式購入のための支払いを行う前に所得税を源泉徴収し、インドの税務当局に預ける義務を負っている。

上記を実現するために、買い手は以下の登録が必要となる。

(a) インドで納税者番号(PAN)を申請と取得

(b) インドでの源泉徴収者番号 (TAN) の申請と取得

上記とは別に、非居住者の買い手は、インドで源泉徴収税申告書を提出し、インド当局に源泉徴収額と預入額の詳細を提出する必要がある。

E. Form 15CA および 15CB の提出要件

(a) 所得税法の規定による請求の有無にかかわらず、非居住企業に金額を支払う責任者は、その金額の支払いに関連する情報を、規定された形式と方法で提出する必要がある。

(b) 所得税法規則の 37BB(1) は、規定に基づきインドで課税される金額を扱っており、会計年度中の支払い（またはその合計）が 50 万ルピーを超え、所得税法の規定に基づき査定機関から証明書を取得していない場合、Form 15CA の Part C と Form 15CB の公認会計士による証明書を提出すると規定している。

F. 対象企業側における影響

- インド法人（被買収会社）の株主変更に伴う繰越欠損金

買収されるインド法人に繰越欠損金がある場合のみ、下記の問題が発生する。

所得税法の規定により、過年度の損失は、損失が発生した前年度の最終日と株主の 51%が同じでなければ、繰り越したり相殺したりすることができない。

従って、インド企業の株式取得により、インド企業の株主が 51%超変化した場合、インド企業の繰越欠損金が消滅することを分析・検討することが重要である。

間接税に関する考慮事項/影響

GST : Goods and Services Tax (物品およびサービス税)

株式譲渡による事業売却の課税関係

2017年中央物品サービス税法（CGST法）第7条は、GSTにおける「供給」の範囲について定めている。当該規定によれば、「供給」には、特に、事業の過程または促進において者が対価を得て行ったまたは行うことに合意した販売、譲渡、物々交換、ライセンス、レンタル、リースまたは処分等の物品および／またはサービスのすべての供給形態が含まれる。

CGST法の第2条52項によると、「物品」という用語は、金銭や有価証券以外のあらゆる種類の動産と定義されているが、訴訟可能な債権、成長中の作物、草、供給前または供給契約に基づいて分離することが合意されている土地に付着または形成されているものを含んでいる。

CGST法の第2条102項によると、「サービス」とは、物品、貨幣、証券以外のものを意味するが、貨幣の使用、現金またはその他の方法による、ある形態、通貨または額面から別の形態、通貨または額面への変換に関する活動で、別途対価が課されるものが含まれる。

さらに、第2条101項では、1956年証券契約（規制）法（SCRA）の第2条h項に含まれる「証券」という用語の定義を採用している。

SCRAのもとでは、「証券」には特に以下のようなものが含まれる。

- 会社またはその他の団体の株式、新株予約権、債券、社債またはその他の市場性のある有価証券
- デリバティブ
- 有価証券に関する権利または利益

CGST法とSCRA法に規定される「証券」の定義を併読すると、株式は「証券」とみなされる。さらに、証券はGST法の物品およびサービスの定義から明確に除外されているため、そのような証券の売却にはGSTは課されない。従って、株式の取得を通じた事業の購入にはGSTは適用されないものとなる。